

「はかり」の定期検査

検査を受けないで使用すると罰せられることがあります。※家庭で使用する体重測定用・調理用は対象外です。

▼日時 7月14日(火)
10時30分～14時30分

▼場所 役場裏出入り口付近

▼対象 特定計量器(取引や証明に使う計量器)

☎ 役場産業課 商工観光交流係

☎ 52-2111 (内線407)

求職者の生活・就労相談ダイヤル

求職者の生活や住まい、就職活動に関する悩みなど相談ください。相談は無料です。

▼期間 7月29日(水)～31日(金)
9時30分～17時

▼方法 電話相談。事前申込不要

▼番号 0800-1800-17867

☎ 山形県求職者総合支援センター

☎ 023164717556

自衛隊採用個別相談会

採用について個別相談会を開催しております。お越しの際は事前にご連絡下さい。

▼日時 月～金 10時～19時

▼場所 新庄合同庁舎4階

☎ 自衛隊 新庄地域事務所

☎ 22-15057

中国語講座の受講者募集

▼日時 毎週月曜日【初級】18時15分～
【中級】19時10分～

▼場所 山形新聞最北総支社会議室

▼講師 保科秀艶氏

▼費用 受講料月額初級2,000円
中級2,500円

☎ 最上地区国際交流協会事務局

☎ 22-13580

目指せ海の事故ゼロへ!

海水浴をする時は、定められた海水浴場や期間を守り遊泳しましょう。場所により沖合に流される離岸流があるので、注意して下さい。新型コロナウイルス感染防止のため屋外においても、密集・密接を避けましょう。

▼会場保安庁への緊急通報は118番

☎ 酒田会場保安部 交通課

☎ 023412410055

📢 今月の納期

- ◆固定資産税 第2期
- ◆国民健康保険料 第1期
- ◆介護保険料 第1期
- ◆後期高齢者医療保険料 第1期

7月31日(金)まで
忘れずに納付しましょう。

国民健康保険にご加入の皆様へお知らせです!

国民健康保険限度額適用認定証等の更新

「高額療養費制度」では、病院等から請求された医療費を窓口で支払った場合、ひと月ごとの自己負担額を超えた分が払い戻されます。しかし、「限度額適用認定証」等を提示することで、同一医療機関ごとの医療費の窓口負担額が自己負担額までとなり、多額の金額を一旦窓口でお支払いいただく必要がなくなります。

なお、この限度額適用認定証等の有効期限は毎年7月31日です。引き続き医療機関に入院される場合や外来等で高額な医療費を支払う必要がある方は、7月下旬に健康福祉課窓口で更新の手続きをお願いします。

※70歳から74歳の方については、住民税非課税世帯に該当する方のみ対象です。

国民健康保険被保険者証の更新

今お持ちの国民健康保険被保険者証の有効期限が7月31日となっております。更新の手続きは必要ありません。7月下旬に8月1日からの新しい国民健康保険被保険者証を送付しますので、差し替えてください。

また、平成30年度より70歳から74歳の方には「高齢受給者証」が一体となった「保険証兼高齢受給者証」を発行しています。従来の「高齢受給者証」は発行されませんのでご注意ください。ご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ】

- ◎役場健康福祉課 医療介護係 ☎ 52-2111
- ◎最上地区広域連合 ☎ 29-6111